

<記入例> 相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

精 華 町 長 様

住 所 精華町大字〇〇小字〇〇

届 出 人 氏 名 せいか はなこ
精華 花子

電話番号 0774-95-〇〇〇〇

被相続人に係る固定資産税・都市計画税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者について、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、この代表者を精華町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」として届け出ます。あわせて、この代表者を相続登記が完了するまでの間、現所有者の代表とすることを申出します。

被相続人	住 所	精華町大字〇〇〇小字〇〇〇		
	ふりがな 氏 名	せいか たろう 精華 太郎		
	死亡年月日	令和 年 月 日		
現所有者・相続人代表者	住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人と同じ		被相続人との続柄 妻
	ふりがな 氏 名	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人と同じ	生年月日 大正 昭和 平成 令和	10年1月1日
	※個人番号 (法人番号)			電話
他の相続人(全員)	氏 名	住 所	相続分	被相続人との続柄
	精華 一郎	精華町精華台〇丁目〇〇番地	1/6	長男
	精華 二郎	京田辺市田辺〇〇〇	1/6	次男
	木津 幸子	木津川市木津〇〇〇	1/6	長女

地方税法第9条の2第1項

納税者又は特別徴収義務者につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定した相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第386条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

精華町税条例第74条の3

現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。